

平成28年 第1回定例会

大仙美郷介護福祉組合議会会議録

平成28年2月26日 開会

平成28年2月26日 閉会

大仙美郷介護福祉組合議会

平成28年第1回大仙美郷介護福祉組合議会定例会
議 事 日 程

平成28年2月26日（金曜日）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告 例月出納検査結果
- 日程第4 管理者の招集あいさつ並びに施政方針説明
- 1 条 例**
- 日程第5 議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第2号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整理について
- 日程第7 議案第3号 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の制定について
- 2 予 算**
- 日程第8 議案第4号 平成27年度大仙美郷介護福祉組合特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第5号 平成28年度大仙美郷介護福祉組合一般会計予算
- 日程第10 議案第6号 平成28年度大仙美郷介護福祉組合特別会計予算

出席議員（7名）

1番 深 沢 義 一 君
2番 佐 藤 隆 盛 君
3番 高 橋 幸 晴 君
4番 小 山 緑 郎 君
5番 深 澤 均 君
7番 千 葉 健 君
8番 高 橋 猛 君

欠席議員（1名）

6番 古 谷 武 美 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

管理者 松 田 知 己 君
副管理者 栗 林 次 美 君
大仙市社会福祉課長 関 寛 道 君
美郷町福祉保健課長 高 橋 久 也 君
事務局長 藤 澤 健 吾 君
真昼荘所長 山 田 喜 明 君
真木苑所長 安 達 京 子 君
真森苑所長 小 松 一 典 君

職務のため出席した者の職氏名

書記 佐 藤 巧
書記 長 澤 富士子

- 議長（高橋猛君）
定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第1回大仙美郷介護福祉組合議会定例会を開会いたします。

（午前9時40分 宣告）

- 議長（高橋猛君）
これより、本日の会議を開きます。
今回の会議に説明員として出席を求めた者は、お手元に配布の名簿のとおりであります。
- 議長（高橋猛君）
今回の会議書記に佐藤巧君、長澤富士子君を任命します。
- 議長（高橋猛君）
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（高橋猛君）
日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第67条の規定により、
1番 深 沢 義 一 君
4番 小 山 緑 郎 君
を指名いたします。

日程第2 会期の決定

- 議長（高橋猛君）
日程第2、「会期の決定」の件を議題といたします。
お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
（異議なし）
- 議長（高橋猛君）
異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

- 議長（高橋猛君）
日程第3、「諸般の報告」を行います。
代表監査委員から、例月出納検査結果が提出されておりますので、その写しを皆さんのお手元に配布しております。これをもって報告に変えさせていただきます。

日程第4 管理者の招集あいさつ並びに施政方針説明

- 議長（高橋猛君）
日程第4、「管理者の招集あいさつ並びに施政方針説明」を行います。本定例会にあたって、管理者から、施政方針説明のため発言の申し出がありましたので、これを許します。
管理者、松田知己君。
- 管理者（松田知己君）
議員各位におかれましては、平成28年第1回大仙美郷介護福祉組合議会定例会を招集いたしましたところ、ご参集をいただき誠にありがとうございます。
議員各位並びに当組合圏域の住民の皆様には、日頃から何かとご理解とご支援をいただき、厚く感謝申し上げます。
開会に当たり、行政報告並びに本日提案いたしました議案の概要を申し上げ、招集のあ

いさつといたします。

はじめに行政報告ですが、職員採用試験の合格発表を11月30日に行い、看護師2名を4月1日から新たに配置できることとなりました。

また、懸案でありました財政基盤の強化につきまして、具体的な計画策定のもと、平成28年度から取り組んで参ることとしております。

介護報酬の変化に対応し、中長期的にみて、再び順調な財政運営となるよう、随時その取り組み内容を点検・見直ししながら、計画を推進して参ります。

次に、提出いたしました議案の概要について申し上げます。

本定例会でご審議をお願いいたします議案は、条例3件、補正予算1件、平成28年度当初予算2件の計6件です。

議案第1号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてですが、これは、人事院勧告等にかんがみて、職員の給与に関する所要の条例改正についてお諮りするものです。

議案第2号、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整理についてですが、これは、法改正に伴う関係条例の所要の整理を行うと共に、財政基盤強化計画を遂行する上で必要な所要の条例改正についてお諮りするものです。

議案第3号、技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の制定についてですが、これは、一般行政職とは法の適用関係が異なる技能労務職員の給与を管理するにあたり、新たな条例を制定する必要がありお諮りするものです。

議案第4号、平成27年度大仙美郷介護福祉組合特別会計補正予算第2号は、歳入にあつては、利用料の増減を中心に、実績に伴う整理を行うことについて、歳出にあつては、人件費及び物件費に関し、年度末までの必要予算額を精査した結果に基づく補正についてお諮りするものです。

議案第5号、平成28年度一般会計予算及び議案第6号、平成28年度特別会計予算につきましては、次のとおり編成の方針と概要を申し上げます。

当組合は、構成市町から、経常的な負担金をいただくずに経営を続けています。平成28年度におきましても、引き続きその方針の下で予算編成をいたしました。

まず、歳入ですが、介護報酬の不足分を財政調整基金から繰入れすることで、安全やサービスの低下につながることはないように配慮することとしております。

また、介護報酬が2か月遅れで収入される制度に対応するための運転資金といたしまして、平成27年度までは、財政調整基金繰入金を予算化しておりましたが、平成28年度では、予算化を取りやめ、繰替え運用とすることとしたため、運転資金としての財政調整基金繰入金を1億4千万円の減としております。なお、財政基盤強化計画期間中における大規模な改修等に要する臨時的経費につきましては、構成市町から財政負担をお願いすることとしております。

次に、歳出の主な事項についてですが、真木苑において、屋上防水シート改修工事、真森苑において、融雪用井戸さく井工事、外壁タイル改修工事、生活支援ハウス排水管改修工事を実施するため、構成市町からの負担金により、予算を計上しています。

このようなことから、一般会計、特別会計を合わせた予算総額は、11億8,832万円となり、前年度比で1億5,788万円の減、率にして11.7%の減となりました。

以上、議案の概要を申し述べましたが、このあと、詳細を事務局に説明させますので、各議案につきまして、よろしくご審議のうえご承認賜りますようお願い申し上げます。

平成28年度は、財政基盤強化計画の初年度にあたります。

今後の道しるべとなるその計画を着実にスタートさせ、次年度以降も適宜見直しを加えながら、当組合が負うべき責務をしっかりと果たしうる財政基盤の再構築を目指し、地道に取り組んで参りたいと存じますので、住民の皆様、議員の皆様のご理解とご協力を心か

らお願い申し上げますと共に、提案いたしました各議案につきまして、慎重なご審議をいただき、適切なるご決定を賜りますようお願いを申し上げ、招集のあいさつ並びに施政方針といたします。

日程第5 議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

○ 議長（高橋猛君）

日程第5、議案第1号「一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」を上程し、議題といたします。議案を朗読いたします。

（書記朗読）

○ 議長（高橋猛君）

提案理由並びに内容の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長（藤澤健吾君）

ただいま議題となりました議案第1号につきまして、提案の理由及び内容をご説明申し上げます。

本案は、国家公務員に係る一般職の職員の給与に関する法律の一部改正が施行されたことに伴い、地方公務員においてもこれに準じた所要の整備を行う必要があり、組合構成団体並びに類似の一部事務組合における改正状況をかながみて提案するものでございます。

改正内容につきましては、議案と併せまして、資料④の1ページをご覧くださいようお願いいたします。

改正いたしますのは、勤勉手当と、給料表でございます。

最初に、勤勉手当についてでございますが、(1)の表のとおり、12月期の支給月数0.1月引き上げ、期末手当と合わせた年間の支給月数を4.2月とするものでございます。

再任用職員に関しましては、0.05月引き上げるものでございます。

この改正に伴う追加支給を今年度中に行う必要があることから、施行日を平成28年3月1日付けとするものでございます。

2ページをお願いいたします。

勤勉手当の支給割合の調整でございます。

27年度は、増加することとなる支給月数の全てを12月期のみで支給することとなりますが、28年度は、増加する分の支給月数を6月期と12月期に均等に調整し直して支給するものでございます。

施行日は、平成28年4月1日付けでございます。

次に給料表についてでございます。恐縮ですが、1ページにお戻り願います。

(2)の部分ですが、若年層の引上げを主といたしまして、平均で0.4%のベースアップとなるものでございます。

この改正は、平成27年4月1日から適用し、改正分を遡及して支給することとするものでございます。

以上改正内容を申し上げましたが、取扱いは、全て国、大仙市等に準じた形となっております。

以上が本案の提案理由及び内容でございます。

何とぞ、ご審議のうえご承認賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（高橋猛君）

提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（なし）

○ 議長（高橋猛君）

質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論ありませんか。

(なし)

○ 議長（高橋猛君）

討論なしと認めます。議案第1号についてこれより採決をいたします。

お諮りします。議案第1号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 議長（高橋猛君）

異議なしと認めます。よって、議案第1号、「一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決しました。

日程第6 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整理について

○ 議長（高橋猛君）

日程第6、議案第2号「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整理について」を上程し、議題といたします。議案を朗読いたします。

(書記朗読)

○ 議長（高橋猛君）

提案理由並びに内容の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長（藤澤健吾君）

ただいま議題となりました議案第2号につきまして、提案の理由及び内容をご説明申し上げます。

本案は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の所要の整理を行うとともに、組合財政の安定化を図るに当たり、所要の整備を行う必要があります。提案するものでございます。

内容につきましては、議案と併せまして、資料④の13ページをご覧ください。お願いします。

関係条例として改正を要する条例は、3つでございます。

1つ目は、一般職の職員の給与に関する条例。

2つ目は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例。

3つ目は、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例でございます。

まず、1つ目の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

(1) 等級別基準職務表でございますが、これは、地方公務員法第25条第4項に基づき、能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るため、従来、規則に規定しておりました等級別基準職務表を条例化することとなったものでございます。

次に(2)の財政基盤強化計画に伴う昇給制度の見直しでございますが、平成28年度から平成32年度までの5年間を期間といたしまして定める財政基盤強化計画に基づき、当該期間の昇給条件を特例的により厳しく規定することとするものでございます。

次に(3)でございますが、財政基盤強化計画に伴う給料減額措置でございます。平成28年度から平成32年度まで、6級の職員について、給料月額100分の3.5を減額して支給することとする措置でございます。

次に、改正を要する条例の2つ目、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございます。

これは16ページに新旧対照表がございますのでそちらの方をお開き願いたいと思います。

新旧対照表下線部のとおり、地方公務員法の改正により、引用条項を整理するものでございます。

次に、改正を要する条例の3つ目、大仙美郷介護福祉組合人事行政の運営等の状況の公

表に関する条例の一部改正でございます。

ページは再び戻りまして14ページでございます。

地方公務員法の改正により、公表すべき項目等が追加になりました。

職員の人事評価の状況、職員の休業に関する状況、職員の退職管理の状況、公表の方法に関する部分についても追加となったものでございます。

施行日は、いずれの条例も平成28年4月1日でございます。

以上が本案の提案理由及び内容でございます。

何とぞ、ご審議のうえご承認賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（高橋猛君）

提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（なし）

○ 議長（高橋猛君）

質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論ありませんか。

（なし）

○ 議長（高橋猛君）

討論なしと認めます。議案第2号についてこれより採決をいたします。

お諮りします。議案第2号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし）

○ 議長（高橋猛君）

異議なしと認めます。よって、議案第2号、「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整理について」は、原案のとおり決しました。

日程第7 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の制定について

○ 議長（高橋猛君）

日程第7、議案第3号「技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の制定について」を上程し、議題といたします。議案を朗読いたします。

（書記朗読）

○ 議長（高橋猛君）

提案理由並びに内容の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長（藤澤健吾君）

ただいま議題となりました議案第3号につきまして、提案の理由及び内容をご説明申し上げます。

本案は、地方公務員法第57条に規定する技能労務職員の給与の種類及び基準に関し必要な事項を定める必要があり提案するものでございます。

内容につきましては、議案と併せ、資料④の26ページをご覧ください。

まず、当組合における技能労務職員の定義ですが、用務員や調理員に関しましては、すでに正規採用しておりませんので、現職といたしましては、介護士、介護支援専門員、生活援助員、運転手を指すものでございます。

本来、技能労務職員に関しましては、その職務内容が民間の同種の事業の従事者に類似していることから、民間事業従事者の給与等を考慮しなければならず、また人事委員会の勧告対象とならず、団体交渉を経て労働協約を締結することができるなど、法の適用関係が他の一般行政職員の地方公務員とは異なっておりますので、一般職の職員の給与に関する条例とは別建てで管理しているのが他の団体の通例でございます。

当組合におきましては、現行、技能労務職員の給与に関しましては、一般職の職員の給与に関する条例で、行政職と一緒に管理しておりますが、今般、地方公務員法が大幅に改

正され、等級別基準職務表の条例化が義務付けられたことなどをかんがみ、技能労務職員の規定を一般職の職員の給与に関する条例から独立させて、他団体と同様の形にしたいというものでございます。

施行日は、平成28年4月1日でございます。

以上が本案の提案理由及び内容でございます。

何とぞ、ご審議のうえご承認賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（高橋猛君）

提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（なし）

○ 議長（高橋猛君）

質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論ありませんか。

（なし）

○ 議長（高橋猛君）

討論なしと認めます。議案第3号についてこれより採決をいたします。

お諮りします。議案第3号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし）

○ 議長（高橋猛君）

異議なしと認めます。よって、議案第3号、「技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の制定について」は、原案のとおり決しました。

日程第8 平成27年度大仙美郷介護福祉組合特別会計補正予算（第2号）

○ 議長（高橋猛君）

日程第8、議案第4号「平成27年度大仙美郷介護福祉組合特別会計補正予算（第2号）」を上程し、議題といたします。議案を朗読いたします。

（書記朗読）

○ 議長（高橋猛君）

提案理由並びに内容の説明を求めます。真昼荘所長。

○ 真昼荘所長（山田喜明君）

それでは真昼荘勘定についてご説明いたします。資料①、19ページをお願いします。619万2,000円の減額補正でございます。

25ページをお願いします。歳入でございます。

1款、1項、1目、1節、施設介護サービス費収入でございますが、例年より利用者の体調不良による入院日数が多くなったため、減額が見込まれるため計上しております。

1款、1項、2目、1節、居宅介護サービス費収入、短期入所生活介護費収入でございますが、ダニを原因とする疥癬という感染症が流行ってしまいまして、10数名の利用者を隔離せざるを得ない状況になりました。そのため通常通りの受入れが困難な状況が半年あまり続いてしまっております。そのため減収が見込まれ計上しております。現在では疥癬のほうは終息している状況でございます。

2節、通所介護費収入でございますが、利用者の体調不良やADLの低下等による利用中止に新規の利用が追いつかない状況が続いており、減収が見込まれるため計上しております。

1款、2項、1目、1節、自己負担金収入現年度分でございますが、今説明した各サービス費収入の自己負担分でございます。サービス費収入と同様に減額を見込んでおります。2節、滞納繰越分でございますが、納入実績を計上しております。

5款、1項、1目、繰入金、財政調整基金繰入金でございますが、歳出の不用額の整理により減額が見込まれる分を計上しております。

27ページをお願いします。歳出でございます。

1款、1項、1目、1節、一般管理費、事務嘱託員報酬でございますが、デイサービスの介護士不足のため、資格のある事務嘱託員に兼務で働いてもらいました。そのため4時間以上の勤務が多くなり増額しております。用務嘱託員報酬でございますが、利用者の体調不良による緊急の送迎や除雪、環境整備のため時間外勤務が増えたための増額でございます。

2節、3節については、給与改定によるものでございます。これは施設介護サービス事業費、居宅介護サービス事業費も同様でございます。

11節、需用費でございますが、灯油単価の値下がりにより、大きな減額が見込まれるため計上しております。光熱水費につきましては、使用実績により減額が見込まれるため計上しております。

18節、備品購入費でございますが、購入実績により不用分を計上しております。

29ページをお願いします。

2款、1項、1目、施設介護サービス事業費でございます。1節、報酬でございますが、介護嘱託員、機能訓練指導員とも当初の配置計画を満たせなかったための減額でございます。4節の減額分につきましても同様の理由によるものでございます。13節、委託料、予防接種委託料でございますが、実施実績によるものでございます。15節、工事請負費でございますが、工事費の確定により計上しております。18節、備品購入費でございますが、購入実績によるものでございます。

31ページをお願いします。

2款、2項、1目、短期入所介護事業費、13節、給食業務委託料でございますが、利用実績の減少に伴うものでございます。

2目、通所介護事業費につきましても、職員配置を満たせない状況や、利用者減による委託料の減額でございます。

真昼荘勘定につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

○ 議長（高橋猛君）

真木苑所長。

○ 真木苑所長（安達京子君）

真木苑勘定についてご説明申し上げます。同じ資料43ページからお願いします。

94万2千円の減額補正でございます。

歳入でございます。

49ページをお願いいたします。

1款、1項、1目、1節、介護給付費収入、施設介護サービス費収入及び2目、1節、居宅介護サービス費収入、通所介護費収入でございますが、こちらは実績に基づき増収が見込まれることによる増額でございます。

2項、1目、1節、自己負担金収入でございます。施設利用者自己負担金収入でございますが、施設利用者の生活保護受給者増による自己負担収入の減額及び通所介護利用者自己負担金収入の実績による増額でございます。

2款、1項、1目、2節、老人福祉費負担金、ケアハウス利用料でございます。これまでの実績に基づき増額が見込まれるため計上しております。

5款、1項、1目、1節、財政調整基金繰入金でございますが、歳出の減額補正に対応するものでございます。

51ページからお願いいたします。歳出でございます。

各款にわたり2節から4節は給与改定及び実績に伴う補正でございます。

53ページをお願いいたします。

2款、1項、1目、11節、需用費、賄材料費でございますが、経管栄養流動食の利用者が退所したことによる減額、13節、委託料、給食業務委託料でございますが、食事を

摂取する利用者の実績の伴う増額補正でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○ 議長（高橋猛君）

真森苑所長。

○ 真森苑所長（小松一典君）

真森苑勘定についてご説明申し上げます。同じ資料71ページをお開き願います。

345万円の減額補正でございます。

歳入についてご説明申し上げます。77ページをお開き願います。

1款、1項、2目、1節、短期入所生活介護費収入でございますが、定期のサービス利用者が入所や入院するケースが増えたことによる減額補正でございます。

1款、2項、1目、1節、自己負担金収入でございます。短期入所利用者の実績による減額補正でございます。

5款、2項、1目、1節、財政調整基金繰入金でございます。歳出の減にともない減額補正するものでございます。

続きまして歳出についてご説明申し上げます。79ページをお開き願います。

各款に渡りまして、3節及び4節の人件費関係につきましては、今年度中に必要な額を精査し補正するものでございます。

1款、1項、1目、一般管理費でございます。

11節、需用費でございますが、燃料単価が下がったことにより減額するものでございます。

81ページをお開き願います。

2款、1項、1目、1節、報酬でございます。介護職員の中途退職により嘱託職員をなかなか配置できなかったことによる減額補正でございます。13節、委託料でございます。嘱託医師からの指示もございまして、入所者の心電図検査不用により減額補正するものでございます。

83ページをお開き願います。

2款、2項、1目、13節、委託料でございます。短期入所利用者の実績による減額補正でございます。

2款、2項、2目、11節、需用費でございます。燃料単価が下がったことによる減額補正でございます。

85ページをお開き願います。

3款、1項、1目、11節、需用費でございます。こちらも燃料単価が下がったことによる減額補正でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○ 議長（高橋猛君）

提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

○ 議長（高橋猛君）

質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論ありませんか。

(なし)

○ 議長（高橋猛君）

討論なしと認めます。議案第4号についてこれより採決をいたします。

お諮りします。議案第4号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 議長（高橋猛君）

異議なしと認めます。よって、議案第4号、「平成27年度大仙美郷介護福祉組合特別会

計補正予算（第2号）」は、原案のとおり決しました。

日程第9 平成28年度大仙美郷介護福祉組合一般会計予算

○ 議長（高橋猛君）

日程第9、議案第5号「平成28年度大仙美郷介護福祉組合一般会計予算」を上程し、議題といたします。議案を朗読いたします。

（書記朗読）

○ 議長（高橋猛君）

提案理由並びに内容の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長（藤澤健吾君）

平成28年度一般会計予算につきまして、ご説明申し上げます。

初めに予算の概要について申し上げます。

資料③の1ページをお願いします。

一般会計の予算総額は、3,752万円で、前年度と比較して438万円、10.5%の減でございます。

歳入の目的別増減でございますが、分担金及び負担金は、地方債償還及び児童手当に係るものといたしまして、規約に基づき、大仙市が3分の2、美郷町が3分の1の負担で、地方債償還に係る公債費負担金は、償還の終了に伴い前年度比16.5%の減、児童手当負担金は、対象の減により前年度比7.0%の減でございます。

次に財産収入でございますが、前年度まで財政調整基金の運用利子を一般会計に計上しておりました。これを財政調整基金の活用方法を特別会計が繰替え運用で実行いたしますことから、28年度からは特別会計に計上し直すことといたしまして、款を廃止することとしております。

次に繰入金でございます。一般会計の事務費に対する財源は、全て特別会計からの繰入金でまかなっておりますので、歳出の増に対応いたしまして、前年度より3.6%の増となっております。

繰越金は増減なしの存置項目でございます。

諸収入につきましては、保険事務手数料におきまして前年度比17.4%の増でございます。

次に、歳出の性質別増減でございますが、人件費は3.7%の増、物件費は4.2%の増、扶助費は7.7%の減でございます。公債費は起債償還の終了によりまして16.5%の減、積立金は、歳入でご説明いたしました財産収入と同様に皆減、すべて減としてございます。予備費は増減ございません。

それでは、内容につきまして、順次ご説明申し上げます。

資料②をお願いいたします。

10ページをお開き願います。

歳入でございます。

1款、1項、1目、民生費負担金につきましては、一般会計で償還する地方債の元利金と同額を、また、児童手当支給額と同額を構成団体からご負担いただくものでございます。

2款、1項、1目、特別会計繰入金につきましては、一般会計で必要な経費全般の財源として、特別会計から繰入れするものでございます。

続きまして、歳出でございます。

12ページをお開き願います。

1款、1項、1目、議会費でございますが、これは、議員報酬と費用弁償が主なものでございます。

14ページをお願いいたします。

2款、1項、1目、一般管理費でございますが、これは、職員人件費のほか、通常業務

遂行上の必要経費が主なものでございます。

18ページをお願いいたします。

2款、2項、1目、監査委員費でございますが、これは、監査委員報酬が主なものでございます。

20ページをお願いいたします。

3款、1項、1目及び2目でございますが、これは、地方債のうち、普通会計での償還が義務付けられたものの元金及び利子でございます。

22ページをお願いいたします。これは予備費でございます。前年と同様でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○ 議長（高橋猛君）

提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（なし）

○ 議長（高橋猛君）

質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論ありませんか。

（なし）

○ 議長（高橋猛君）

討論なしと認めます。議案第5号についてこれより採決をいたします。

お諮りします。議案第5号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし）

○ 議長（高橋猛君）

異議なしと認めます。よって、議案第5号、「平成28年度大仙美郷介護福祉組合一般会計予算」は、原案のとおり決しました。

日程第10 平成28年度大仙美郷介護福祉組合特別会計予算

○ 議長（高橋猛君）

日程第10、議案第6号「平成28年度大仙美郷介護福祉組合特別会計予算」を上程し、議題といたします。議案を朗読いたします。

（書記朗読）

○ 議長（高橋猛君）

提案理由並びに内容の説明を求めます。真昼荘所長。

○ 真昼荘所長（山田喜明君）

真昼荘勘定についてご説明いたします。資料③平成28年度予算概要3ページをお願いいたします。

真昼荘勘定の歳入歳出予算の総額は、3億1,950万円でございます。前年度と比較して4,800万円、率にして8.7%の減となっております。

歳入の目的別増減についてご説明いたします。

サービス収入は、前年度実績やデイサービス事業の小規模事業移行を鑑み、1.2%の増でございます。

分担金及び負担金は、17.8%の増でございます。

財産収入は、1万8,000円の増でございます。

繰入金は、歳入不足分を補うためのものでございますが、3,620万4千円で5,191万3千円の減となっております。

次に歳出の性質別増減でございますが、人件費は、9.7%の減、物件費は9.7%の減、維持補修費は8%の減、扶助費は17.7%の増、補助費等は30.4%の増でございます。普通建設事業費は、工事を予定しておりませんので、104万8千円の減となっております。公債費は19.6%の増、積立金は3,998万8千円の減でございます。

繰出金は3.5%の増、以上が概要でございます。

続いて予算書に沿って内容をご説明いたします。資料②49ページをお願いいたします。歳入でございます。

1款、1項、介護給付費収入でございますが、国保連合会から収入するものでございます。1目、施設介護サービス費収入は、特別養護老人ホームの入所に係る料金収入、2目、居宅介護サービス費収入は、短期入所生活介護事業、通所介護事業に係る料金収入でございます。それぞれ前年度実績に照らして計上しております。2項、自己負担金収入も同様でございます。施設介護、短期入所事業の自己負担分につきましては、制度改正による居住費の変更により増となっております。

また、通所介護事業につきましては、平成28年度より「地域密着型通所介護事業所」へ移行するため、収入増を見込んでおります。

2款、1項、1目、民生費負担金児童手当負担金でございますが、組合構成団体にご負担いただくものでございます。対象者の増により増となっております。

53ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款、1項、施設管理費でございますが、これは施設全体の管理、運営に係る必要経費でございます。11節、需用費、修繕料でございますが、浴槽給水、給湯配管修理、施設全体をカバーする加湿器の修理、誘導灯の交換、事務棟のカーテンの交換を予定しております。

55ページをお願いいたします。18節、備品購入費でございますが、現在使用しているものの劣化により電気食器消毒保管庫を購入するものでございます。

59ページをお願いいたします。2款、1項、施設介護サービス事業費でございます。これは、特別養護老人ホームの運営に係る費用でございます。

61ページをお願いいたします。18節、備品購入費でございますが、居室用タンスの劣化による交換、利用者の重度化に対応するための、マットレス類の購入、年次計画で進めているベッドの更新、利用者の状況に合わせた車椅子類の更新を予定しております。

67ページをお願いいたします。3款、1項、2目、利子でございますが、銀行からの借入れに対応するものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○ 議長（高橋猛君）

真木苑所長。

○ 真木苑所長（安達京子君）

平成28年度真木苑勘定予算についてご説明申し上げます。

資料③5ページをお開き願います。

真木苑勘定の歳入歳出予算の総額は、4億2,790万円とするものでございます。前年度と比較して5,760万円の減、率にして11.8%の減でございます。

歳入の目的別増減でございますが、サービス収入は、施設介護サービス費収入、通所介護費収入の増により、1.1%の増となっております。

分担金及び負担金のうち、公債費負担金は減、また、大規模修繕負担金、児童手当負担金、ケアハウス負担金を美郷町、大仙市よりご負担いただいております。これらをあわせて、3.8%の増となっております。

繰入金は、財政調整基金からでございますが、歳入不足分の補てんをするものでございます。

次に歳出の性質別増減でございますが、人件費は、0.8%の減、物件費は、2.6%の増、維持補修費は、屋上防水シート補修工事を計上し243.4%の増、扶助費で7.9%の増、補助費等で17.1%の増、普通建設事業費は、新たな工事が無いことにより98.7%の減でございます。公債費は29.8%の減でございます。繰出金は、一般会計の事務経費に対応させ、3.6%の増となっております。予備費は前年度と同額でござ

います。

以上が概要でございます。

それでは、内容につきまして順次ご説明申し上げます。資料②93ページをお開き願います。

歳入でございます。

1款、1項、介護給付費収入でございますが、国保連合会から収入するものでございます。1目、施設介護サービス費収入でございますが、前年度実績を基に、入所者の要介護度、入院等による減算等を見込んで計上したものでございます。

次に2目、居宅介護サービス費収入でございますが、これも国保連合会からの収入でございます。通所介護利用に係る料金収入で、前年度実績を基に入院等による減算等を見込んで計上してございます。3目、居宅介護サービス計画費でございます。前年度実績を基に計上しております。

1款、2項、自己負担金収入でございますが、こちらは利用者の自己負担金収入になります。1款、1項、介護給付費と同様の積算方法により計上してございます。

2款、1項、1目、民生費負担金でございますが、1節、公債費負担金につきましては、地方債償還額と同額を大仙市3分の2、美郷町3分の1でご負担いただくもので、前年度と同額でございます。2節、老人福祉費負担金ケアハウス利用料でございます。こちらはケアハウス入居者からの料金収入でございます。大仙市、美郷町のケアハウス負担金につきましては、現在の入居者数を従来の国庫補助基準等に照らして算定し、大仙市3分の2、美郷町3分の1でご負担いただくものでございます。5節、児童手当負担金は、職員児童手当につきましてご負担いただくものでございます。6節、大規模修繕負担金でございますが、年次計画により修繕を要するものにつきまして、大仙市3分の2、美郷町3分の1でご負担いただくものでございます。

95ページをお願いします。

5款、1項、1目、財政調整基金繰入金でございます。歳入の不足分として6,500万7千円を計上しております。

97ページをお開き願います。

歳出でございます。各款に共通して、2節から4節までが人件費でございますので、これを省略いたします。

1款、1項、1目、一般管理費でございますが、これは施設全体に係る必要経費でございます。11節、需用費、修繕料でございますが、主なものとして屋上防水シートの補修等、施設設備の劣化に伴う修繕料を計上しております。

103ページになります。

2款、1項、1目、施設介護サービス事業費でございますが、これは特別養護老人ホーム事業の運営に要する費用でございます。

105ページをお願いします。

18節、備品購入費、施設備品でございます。備品の劣化により、除圧マットレス、浴室で使用するシャワーキャリー、食堂用テーブル、ベッド等につきまして、計画的に更新が必要な備品を計上しております。

107ページになります。

2項、1目、居宅サービス事業費、通所介護事業費でございますが、これは通所介護事業の運営に要する費用でございます。

111ページをお願いします。

3款、2項、1目、居宅介護支援事業費でございます。こちらは居宅介護支援事業に係る経費でございます。

112ページをお願いします。

3款、1項、1目、ケアハウス事業費でございますが、こちらはケアハウスの運営に要

する費用でございます。18節、備品購入費 一般備品でございます。開設当初からケアハウスの入居者が使用している洗濯機、乾燥機等が、故障により修理不可能となっているため計上しております。

115ページになります。

4款、1項、1目、元金及び2目、利子でございますが、こちらは償還金の元金と利子及び一時借入金利子、繰替運用分利子でございます。

続きまして117ページになります。

119ページをお願いします。

6款、1項、1目、予備費は他2施設と同額でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○ 真木苑所長（安達京子君）

申し訳ございません。財政調整基金繰入金でございますが、正しくは650万7千円でございます。訂正してお詫び申し上げます。

○ 議長（高橋猛君）

真森苑所長。

○ 真森苑所長（小松一典君）

平成28年度真森苑勘定予算案についてご説明申し上げます。資料③7ページをお開き願います。

歳入歳出予算総額は、4億340万円、前年度と比較しまして4,790万円の減、率にして10.6%の減でございます。

歳入の目的別増減の説明をいたします。

サービス費収入は、施設全体で286万円の増、率にして1.0%の増でございます。

分担金及び負担金のうち、公債費負担金は全て地方債償還に係るものにつきましては、前年度と同額でございます。

児童手当負担金、支援ハウス負担金を美郷町、大仙市よりご負担いただくものです。

繰入金は、財政調整基金から歳入を補填するものでございます。

続きまして、歳出の性質別増減の説明をいたします。

人件費は、0.1%の増でございます。物件費は、介護嘱託員配置減により2.8%の減、維持補修費は、28.4%の増、扶助費は児童手当でございますが32.6%の減、補助費等は14.8%の増でございます。公債費は0.6%の増でございます。繰出金は、一般会計の予算増減により、3.5%の増となっております。

それでは、詳細につきまして順次ご説明申し上げます。資料②141ページをお開き願います。

1款、1項、1目、施設介護サービス費収入でございますが、これはホームの入所に係る介護給付費のうち、国保連合会から収入となるもので、入所定員55名を基準とし、要介護度や入院等による減を見込んで計上したものでございます。

1款、1項、2目、居宅介護サービス費収入でございますが、短期入所生活介護及び通所介護事業に係る介護給付費のうち、国保連合会からの収入によるものでございます。現状の実績から予測し計上しております。

1款、2項、1目、自己負担金収入でございますが、これは各事業に係る介護給付費のうち、利用者にご負担いただくものです。各事業サービス費収入に連動し増減がございます。

2款、1項、1目、民生費負担金でございます。1節、公債費負担金につきましては、地方債償還額と同額を大仙市3分の2、美郷町3分の1からご負担いただくもので、前年度と同額でございます。2節、生活支援ハウス負担金につきましては、現在の入居者数から入院等による減分を見込んだ上で、従来の国庫補助基準等に照らして算定し、大仙市3分の2、美郷町3分の1でご負担いただくものでございます。3節、老人福祉費負担金に

つきましては、生活支援ハウスの入居者からの料金収入でございます。7節、児童手当負担金でございますが、これは職員の児童手当に関し、構成団体からご負担いただくものでございます。143ページをお開き願います。9節、大規模修繕負担金でございます。外壁タイル工事及び融雪用井戸さく井工事に関し、大仙市と美郷町からご負担いただくものでございます。

5款、2項、1目、財政調整基金繰入金でございます。介護サービス費を補填する財源といたしまして、3、240万7千円を計上するものでございます。

続いて歳出の説明をいたします。145ページをお開き願います。

各款に共通して、2節から4節までにつきましては人件費でございます。

1款、1項、1目、一般管理費でございます。これは、施設全体に係る必要経費でございます。

11節、需用費でございます。燃料単価が下がったことにより減額しております。

147ページをお開き願います。

15節、工事請負費でございます。駐車場の融雪用井戸さく井工事の予算を計上しております。

151ページをお開き願います。

2款、1項、1目、施設介護サービス費でございます。1節、報酬でございますが、育児休業職員の復職等による嘱託職員配置減により減額となっております。

153ページをお開き願います。

15節、工事請負費でございます。施設浴室、脱衣場に冷房取付工事の予算を計上しております。

18節、備品購入費でございますが、介護機器の老朽化にともなう更新のため、入浴用車いす1台と電動ベッド1台、服薬の保管棚の予算を計上しております。

155ページをお開き願います。

2款、2項、1目、短期入所介護事業費及び2目、通所介護事業費でございます。これも各事業の運営に要する費用でございます。

159ページをお開き願います。

3款、1項、1目、生活支援ハウス事業費でございます。こちらは、生活支援ハウスの運営に要する費用でございます。

11節、需用費の修繕料でございますが、生活支援ハウスの一室が地盤沈下による排水口配管破損の為、関係機関と協議した結果、大仙市と美郷町から負担措置をいただくものです。

161ページをお開き願います。

4款、1項、1目及び2目、公債費元金及び利子でございますが、これは組合債を償還するものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○ 議長（高橋猛君）

提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

○ 議長（高橋猛君）

7番、千葉健君。

○ 7番（千葉健君）

最初のほうで、管理者のあいさつの中でありましたが、介護報酬が2か月遅れで入ってくるのですが、介護報酬の1月分は3施設合わせてどのぐらいになるのでしょうか。

○ 議長（高橋猛君）

暫時休憩いたします。

(休 憩)

- 議長（高橋猛君）
休憩前に引き続き会議を開きます。
事務局長。
- 事務局長（藤澤健吾君）
お待たせいたしました。
2か月遅れの収入は、国保連からの1か月分の収入になりますが、5～6千万円の規模でございます。
会計年度がある程度進み始めると、収入が遅れながらもどうにか回っていきますが、年度当初ですとか、起債償還月で支出が大きいような時期では、どうしてもその5～6千万円に加え、更に現金資金が必要になります。
当組合の場合は、それが最大で2億円程度であります。現状は、それを財政調整基金に求めているところでございます。
- 議長（高橋猛君）
他に質疑ありませんか。
(なし)
- 議長（高橋猛君）
質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論ありませんか。
(なし)
- 議長（高橋猛君）
討論なしと認めます。議案第6号についてこれより採決をいたします。
お諮りします。議案第6号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なし)
- 議長（高橋猛君）
異議なしと認めます。よって、議案第6号、「平成28年度大仙美郷介護福祉組合特別会計予算」は、原案のとおり決しました。
- 議長（高橋猛君）
以上で本日の日程は終了いたしました。
これをもちまして、平成28年第1回大仙美郷介護福祉組合議会定例会を閉じます。ご苦労様でした。

(午前10時50分 宣告)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

平成28年3月18日

大仙美郷介護福祉組合議会議長 高 橋 猛

署名議員 深 沢 義 一

署名議員 小 山 緑 郎